

青森県報

第四千二百六号

平成二十八年
九月三十日
(金曜日)

目次

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………
 青森県財務規則の一部を改正する規則……………

告 示

平成二十八年年度青森県健康・栄養調査の実施……………
 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………
 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………
 保安林の指定予定……………

公 告

農用地利用配分計画の認可……………
 公安委員会……………
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………
 公営企業……………
 青森県立中央病院に係る使用料の収納事務の委託……………

規

則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則（昭和三十年四月青森県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(二)中「二百六十二万円」を「二百六十六万円」に改め、同表の二の1の(四中)「千八十円」を「千百十円」に改め、同表の三の3の(一)の表中

三〇〇円	二二、五〇〇円	三四、六〇〇円	四一、五〇〇円	五二、六〇〇円
二〇〇円	三九、二〇〇円	五四、六〇〇円	六三、八〇〇円	八〇、三〇〇円

七、七〇〇円	一八、四〇〇円	二三、七〇〇円	三四、九〇〇円	四一、八〇〇円
一、〇〇〇円	三〇、四〇〇円	三九、五〇〇円	五五、〇〇〇円	六四、三〇〇円

〇〇円	五三、〇〇〇円	七、八〇〇円
〇〇円	八〇、九〇〇円	一一、一〇〇円

円	八、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一四、六〇〇円	一八、五〇〇円
円	一一、六〇〇円	一七、九〇〇円	二二、二〇〇円	二六、八〇〇円

六、〇〇〇円	八、一〇〇円	一一、一〇〇円	一四、七〇〇円	一八、六〇〇円
九、八〇〇円	一二、七〇〇円	一八、〇〇〇円	二二、四〇〇円	二七、〇〇〇円

に改め、同表の六の2中「五十六万七千円」を「五十七万六千円」に改め、同表の八の1中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒」の下に「義務教育学校の後期課程」を

加え、同八の三の(ロ)中「四千二百円」を「四千三百円」に、「四千五百円」を「四千六百円」に、「四千九百円」を「五千円」に改め、同表の九の3中「二十万八千七百円」を「二十一万四百円」に、「十六万七千円」を「十六万八千三百円」に改め、同表の十一の2中「十三万四千三百円」を「十三万四千八百円」に改める。

別表第二の一の1の(イ)中「二万三千九百円」を「二万四千四百円」に改め、同1の(ロ)中「二万五千八百円」を「二万五千六百円」に改め、同1の(ハ)及び(ニ)中「一万六千四百円」を「一万六千二百円」に改め、同1の(ヘ)中「二万五千五百円」を「二万二千五百円」に改め、同1の(セ)中「二万七千円」を「二万二千三百円」に改め、同1の(イ)中「一万九千二百円」を「二万七千円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の一の2の(一)、二の1の(四)、三の3、六の2、八の1及び3の(一)、九の3並びに十一の2並びに別表第二の一の1の(一)及び(六)から(八)までの規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。

別記第二の特記事項を次のように改める。

特記事項

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る第34条第1項の前払金で、同日までに払い出されたものについては、第36条の規定にかかわらず、払い出された前払金額の100分の25以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用に

係る対価に充てることができる。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に青森県財務規則第二百二十九条の規定による公告を行った一般競争入札により締結する契約、同規則第四百十五条第一項の規定による通知を行った指名競争入札により締結する契約及び同規則第四百八条の規定により見積りに必要な事項を示した随意契約についての改正前の同規則附則第四条及び別記第二の特記事項の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第六百一十号

平成二十八年年度青森県県民健康・栄養調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十八年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

青森県民の食生活や健康状態、健康に関する意識等を把握して、保健・医療施策の基礎資料を作成すること及び、青森県健康増進計画「健康あおもり21(第2次)」の中間評価に向け、現状値を把握することを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内在住の満一歳以上の住民

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

- 報告を求める事項は次に掲げる事項とする。
 - 生活習慣調査(生活習慣に関する状況や意識)
 - 身体状況調査(身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、歩行数)
 - 歯科疾患実態調査(現在歯数、歯肉の状況)
 - 栄養摂取状況調査(世帯状況、食事状況、食物摂取状況)
- 報告を求める基準となる期日は、平成二十八年十月から同年十一月の任意の一

日とする。

四 報告を求めらる者

平成二十八年国勢調査により設定された青森県内の調査区番号から無作為抽出・有意抽出した十二地区内の一歳以上の世帯員約千四百人とする。

五 報告を求めらるために用いる方法

調査は項目により、調査員が世帯訪問により調査票を配布、報告者による自計方式と、調査員による聞き取りを合わせて行う方法と、調査会場を設け、調査員が計測や口腔診査、血液検査等を行う方法により行う。

六 報告を求めらる期間

平成二十八年十月一日から同年十一月三十日までとする。

青森県告示第六百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う		指定年月日
			名称	所在地	
株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	訪問看護	ニチイケアセンター三ツヨ	三沢市大町二丁目八の三	平成二〇一
株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	居宅療養管理指導	ニチイケアセンター三ツヨ	三沢市大町二丁目八の三	"

青森県告示第六百十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う		指定年月日
			名称	所在地	
株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	介護予防訪問看護	ニチイケアセンター三ツヨ	三沢市大町二丁目八の三	平成二〇一
株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	介護予防居宅療養管理指導	ニチイケアセンター三ツヨ	三沢市大町二丁目八の三	"

青森県告示第六百十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
南津軽郡大鰐町大字虹貝字中熊沢一三五の三〇・一三五の三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施設要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を平成二十八年九月三十日認可したので、同条第五項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

平成二十八年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
杉田政紀	青森市大字奥内字宮田七〇の二	青森市大字奥内字宮田六八の一ほか八筆	
飯塚仁	青森市大字高田字川瀬一五七の一四	青森市大字金浜字船岡三八の一ほか二筆	
村川武五郎	青森市大字内真部字岸田三	青森市大字清水字川瀬一〇〇ほか二筆	
佐々木春治	青森市大字後潟字平野三	青森市大字後潟字平野六三〇	
工藤隆弘	青森市大字羽白字富田一六八の二六	青森市大字羽白字富田三三五の三ほか四筆	

野沢一平	青森市大字高田字川瀬一二二の一	青森市大字金浜字伊吹二六二ほか九筆
農事組合法人 野村園芸農場	三戸郡五戸町字虫追塚前二二の二	十和田市大字伝法寺字大窪八五の一
宮古義美	三沢市織笠四丁目二六五七	三沢市大字三沢字庭構六七四の一ほか四筆
宮古隆	三沢市織笠二丁目二五五八	三沢市大字三沢字庭構一五三四
宮古秋雄	三沢市織笠三丁目一〇七の二	三沢市大字三沢字庭構八三四の一
阿部伸義	むつ市並川町一六の六	むつ市大畑町中川原八〇の一
相坂友規	東津軽郡平内町大字田茂木字家岸二〇	東津軽郡平内町大字清水川字金附一四
小野一男	北津軽郡板柳町大字館野越字橋元二八	北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋九七の一
村山玲央	上北郡野辺地町字明前一八の一	上北郡野辺地町字明前一の二ほか一筆
田頭良子	上北郡七戸町字野崎二四の二	上北郡七戸町字野崎狐久保一〇六の九四のうち
有限会社原幸 運送	上北郡七戸町字原久保三二	上北郡七戸町字野崎狐久保三五四
天間一博	上北郡七戸町字中野七七の二	上北郡七戸町字根間手一〇六
鶴ヶ崎薫	上北郡東北町字横志多四の四	上北郡東北町大字上野字天ヶ森二〇の一ほか一筆
久保田智	上北郡東北町字萌出道ノ上五六	上北郡東北町字切左坂道ノ下六五の三六ほか一筆
久保田智	上北郡東北町字萌出道ノ上五六	上北郡東北町字切左坂道ノ下一六四ほか一筆
有限会社大森 カウスティ シヨン	上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎七七〇	上北郡六ヶ所村大字尾駁字猿子沢一四九
沼端務	上北郡おいらせ町東後谷地七一	上北郡おいらせ町東下谷地四六〇の二

中村邦之	木野宮正子	梅内操	大石輝雄	佐藤新一	内沢一好	赤野義和	農事組合法人 野村園芸農場	農事組合法人 野村園芸農場	川村とよ	沼端務	三浦千代治	袴田精二	山崎賢造	谷川悟	田中松男	竹ヶ原正克	竹ヶ原正克
三戸郡田子町大字原字 原六二の一	三戸郡田子町大字相米 字天間屋敷三〇	三戸郡田子町大字山口 字山口三	三戸郡田子町大字石亀 字道地二九の一	三戸郡田子町大字原字 飯豊四四の三	三戸郡田子町大字原字 野面八一の三	三戸郡田子町大字相米 字天間屋敷二五の一	三戸郡五戸町字虫追塚 前二二の二	三戸郡五戸町字虫追塚 前二二の二	三戸郡五戸町字下新井 田六六の二	上北郡おいらせ町東後 谷地七一	上北郡おいらせ町東後 谷地六七	上北郡おいらせ町南下 田二五の二〇	上北郡おいらせ町洗平 三四	上北郡おいらせ町二川 目一丁目七三の八〇九	上北郡おいらせ町二川 目三丁目七三の九七	上北郡おいらせ町二川 目四丁目七三の二九五	上北郡おいらせ町二川 目四丁目七三の二九五
三戸郡田子町大字原字四日市川原二六 ほか一筆	三戸郡田子町大字田子字獅々内八	三戸郡田子町大字原字清水二一	三戸郡田子町大字原字林ノ渡三八の一	三戸郡田子町大字原字飯豊平一八の一	三戸郡田子町大字原字飯豊平三〇ほか 一筆	三戸郡田子町大字山口字下モ川原五四 ほか一筆	三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後二 ほか四筆	三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後二 ほか四筆	三戸郡五戸町字太平楽三〇の一のうち	上北郡おいらせ町東下谷地三五の一	上北郡おいらせ町沼端二二二ほか十二 筆	上北郡おいらせ町赤田前六七ほか二筆	上北郡おいらせ町瓢三一〇	上北郡おいらせ町向平一一七六ほか一 筆	上北郡おいらせ町向平二四〇八	上北郡おいらせ町浜道七〇九ほか一筆	上北郡おいらせ町向平六一八

佐藤一夫	中村登	佐藤登	石井重幸	飯豊武雄	白板文雄	中村邦之	大橋佑介
三戸郡田子町大字原字 四十渡七二	三戸郡田子町大字原字 飯豊七五	三戸郡田子町大字原字 飯豊平四四の一	三戸郡田子町大字原字 原六三	三戸郡田子町大字原字 飯豊六一	三戸郡田子町大字原字 原五六	三戸郡田子町大字原字 原六二の一	三戸郡新郷村大字戸来 字金ヶ沢板ノ下一の一 金ヶ沢東団地七号
三戸郡田子町大字原字林ノ渡二四の一 ほか一筆	三戸郡田子町大字原字上三川原一四	三戸郡田子町大字原字飯豊平一二の一	三戸郡田子町大字原字林ノ渡一〇四の 一	三戸郡田子町大字原字林ノ渡二三一 八筆	三戸郡田子町大字原字道ノ下二二ほか 八筆	三戸郡田子町大字原字四日市川原三九	三戸郡新郷村大字戸来字鷹沢一三の一

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月三十日

青森県警察本部長 大塚泰博

- 一 特定役務の名称
総合運転者管理システム等変更業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課

- 青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年八月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社青森支店
青森市長島二丁目一〇の三
- 六 契約金額
八千三百二十六万八千円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十八年七月十九日

公 営 企 業

青森県病院事業告示第四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における青森県立中央病院に係る使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十八年九月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

名 称	住 所
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭